

小山市内の公共建築物等における木材利用促進協定書

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用に関する法律第 15 条第 1 項に基づき、栃木県木材業協同組合連合会（以下「甲」という。）、小山市（以下「乙」という。）は、小山市内の公共建築物等における木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、2. に掲げる甲の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 公共建築物等における木材の利用の促進に関する構想

(1) 構想の内容

甲は、乙が整備又は補助する建築物等の整備にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に活用できるように、乙に対して技術支援や活用可能な地域材等の情報提供を行うことにより、2050 年カーボンニュートラルの実現や市内木材産業の活性化等に努め、森林環境と資源の保全及び地域経済の発展に貢献していく。

(2) 構想の達成に向けた取組の内容

① 甲は、乙が整備を進めている次のア～エに掲げる事業における地域材の積極的な活用への協力を契機として、市内のその他の公共建築物等における木造化及び木質化への取組に対する技術支援を行うとともに、これらの取組を広く情報発信することにより、公共建築物等における地域材の利用について積極的な普及啓発に努める。

ア 間々田地区新設保育所 整備事業

イ 小山市弓道場 整備事業

ウ 出井保育所 整備事業

エ 間々田のじゃがまいた伝承館及び新小山市立博物館

② 甲は、小山市内における公共建築物等の木造化及び木質化に対して、地域材の安定供給に努める。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向け、甲に対し、定期的な情報共有及び意見交換への協力並びに本協定に基づく甲の取組を積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

小山市内

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲及び乙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙が記名の上、各自その 1 通を保管する。

令和 6 年 5 月 9 日

甲 栃木県宇都宮市新里町丁 277 番地 1

栃木県木材業協同組合連合会

理事長

東泉清寿

乙 栃木県小山市中央町 1 丁目 1 番 1 号

小山市

市長

浅野正富